平成２８年（フ）第３０４号
川崎市多摩区菅１丁目５番21号　チェリータウン　305
債務者　奥村　祥史
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
川崎市川崎区大島３丁目26番７号　あずまビル　301
債務者　鳥谷部竹美
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
川崎市多摩区堰３丁目４番４号　小松荘　203
債務者　高山　公嗣
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
川崎市高津区末長４丁目13番３号　コーポ門出　106
債務者　木本　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
川崎市中原区新城４丁目３番13号　ラ・フェラータ　202
債務者　堀内　広子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
川崎市宮前区神木本町４丁目18番６号　ディアステラシマ　102、前住所川崎市宮前区神木本町４丁目18番６号　ディアステラシマ　202
債務者　小山　一樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
川崎市高津区下作延２丁目31番10―404号
債務者　水野　千尋（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
川崎市川崎区小田１丁目２番20―305号　大成ビル
債務者　梅室　　大
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
川崎市川崎区大島５丁目11番６―202号　エリール大島
債務者　狩野　久人
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４９号
川崎市高津区溝口３丁目10番37―102号　持田メゾンアバンセ
債務者　山崎　　学
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
大分市敷戸東町７番４　市営敷戸住宅１Ａ―４―106号、住民票上の住所大分市大字千歳1950番地の１（プレジールサン203）
債務者　鈴木　　良
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６０号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目１番12号　エクセレンス63―101号
債務者　長場　裕太
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４９号
札幌市北区屯田４条７丁目10番21号　金山マンション２号
債務者　上田　久嗣
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５８号
札幌市豊平区豊平４条９丁目２番12―701号
債務者　倉内　理沙
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８２号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地24　103号
債務者　寺野由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１６号
札幌市白石区北郷３条５丁目１番７号　コーポ田口202号
債務者　国分二三絵
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２６号
札幌市西区山の手４条１丁目１番30―408号
債務者　米川　恵未
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部